

○周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月1日

教育委員会規則第26号

改正 平成24年8月9日教委規則第15号

平成31年3月8日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例(平成16年周防大島町条例第89号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(専用使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により専用使用の許可を受けようとする者は、周防大島町陸上競技場専用使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

(専用使用許可書の交付等)

第3条 教育委員会は、競技場の専用使用を許可したときは、周防大島町陸上競技場専用使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

2 部分使用については、使用料と引換えに、周防大島町陸上競技場使用券(様式第3号)、周防大島町陸上競技場使用回数券(様式第4号)を交付するものとする。

(許可書の提示)

第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、競技場を使用する際、係員に許可書を提示しなければならない。

(専用使用の期間)

第5条 専用使用の場合においては、同一施設につき引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(使用料の減免等)

第6条 条例第10条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除することがで

きる場合は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の減免を行わない。

(1) 全額免除

町又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。

(2) 50パーセント減額

ア 町又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。

イ 町内の小学校、中学校及び大島郡体育協会が主催して使用するとき。

ウ その他教育委員会が公益上必要があると認めるとき。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、第3条の申請書にその旨を記載し、関係書類を添えて提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第11条第2号に該当する場合 60パーセントの範囲内で教育委員会
が定める率

(3) 条例第11条第3号及び第4号に該当する場合 実情に応じその都度教育
委員会が定める率

- 2 前項の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、周防大島町陸上競技場使用料還付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(建物等の損傷又は滅失の届出)

第8条 使用者が建物及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに周防大島町陸上競技場建物・附属設備損傷(滅失)届(様式第6号)により届け出なければならない。

(禁止事項)

第9条 使用者又は入場者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 建物・附属設備等を損傷するおそれがある行為をすること。
- (2) 特別の設備を行い、又は使用許可以外のものを使用すること。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (4) 競技場内で営業行為をすること。
- (5) 所定の場所以外に出入りすること。
- (6) 暴力を用いるなど他人に迷惑となるような行為をすること。
- (7) その他教育委員会が指示した事項に反する行為をすること。

(入場の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 場内の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認められる者
- (3) その他競技場の管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第11条 使用者は、職務執行のため係員が立ち入ることを妨げてはならない。

(競技場内での営業)

第12条 条例第14条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、周防大島町陸上競技場内営業許可申請書(様式第7号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、競技場内での営業を許可したときは、周防大島町陸上競技場内営業許可書(様式第8号)を交付するものとする。

3 競技場内において営業を行おうとする者は、腕章(様式第9号)を着用しなければならない。

(営業行為の制限)

第13条 前条の規定により営業の許可を受けた者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 許可によって得た権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
 - (2) 教育委員会の許可した場所以外の場所で営業行為をすること。
 - (3) 許可を受けた営業行為以外の行為をすること。
 - (4) その他教育委員会が管理上禁止したこと。
- (指定管理者が施設の管理を行う場合の取扱い)

第14条 条例第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条中「周防大島町陸上競技場専用許可申請書(様式第1号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場専用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「周防大島町陸上競技場専用許可書(様式第2号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場専用許可書(指定管理者が定めるもの)」と、同条第2項中「周防大島町陸上競技場使用券(様式第3号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場使用券(指定管理者が定めるもの)」と、「周防大島町陸上競技場使用回数券(様式第4号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場使用回数券(指定管理者が定めるもの)」と、第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「周防大島町陸上競技場建物・付属設備損傷(滅失)届(様式第6号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場建物・付属設備損傷(滅失)届(指定管理者が定めるもの)」と、第9条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「周防大島町陸上競技場内営業許可申請書(様式第7号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場内営業許可申請書(指定管理者が定めるもの)」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「周防大島町陸上競技場内営業許可書(様式第8号)」とあるのは「周防大島町陸上競技場内営業許可書(指定管理者が定めるもの)」と、第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この教育委員会規則の施行の日の前日までに、合併前の東和町陸上競技場設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年東和町教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この教育委員会規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年8月9日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月8日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

陸上競技場専用使用許可申請書

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

申請者 住所.....
 (主催者) 団体名.....
 代表者.....
 電話.....

周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守し、下記のとおり陸上競技場を使用したいので、許可されるよう申請します。

催物の名称			営利、非営利 の別	営利・非営利	
使用目的 及び内容					
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで				
参集人数	延 人 (高校生以下: 人 大人: 人)				
使用する 施設	<input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 放送器具 <input type="checkbox"/> 競技用具 <input type="checkbox"/> 冷暖房 <input type="checkbox"/> その他()				
入場方法等	有料・無料	入場料 等の額	当日券 大人 円 学生 円 小人 円	前売券 大人 円 学生 円 小人 円	
使用料金の 減免申請 (予定を含む)	有・無		備 考		
減免の理由					
その他 必要な事項					
使用 料 金	規 定 の 額	基本使用料金	施設器具 使用料金	加算額	小 計
		円	円	円	① 円
	減免額	全額	半額		② 円
	合計額	(①-②)		円	

- 注 1 太枠内は、記入しないこと。
 2 ボールペンで丁寧に記入すること。
 3 利用期間には、会場の準備、原状回復等に要する時間も含むこと。

様式第2号（第3条関係）

（表）

陸上競技場専用使用許可書

			第 号
使用区分	競技場・会議室・放送器具・競技用具・冷暖房		
使用日時	年 月 日（ ）		時 分から
	年 月 日（ ）		時 分まで
使用目的及び参集人員	参集予定 人		
入場料等徴収の有無	有・無	使用料	円
条件等			
<p>上記のとおり専用使用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">周防大島町教育委員会 ㊟</p>			
申請者	住 所		
	団体名及び代表者氏名 <p style="text-align: right;">様</p>		

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、使用当日必ず受付に提示してください。
使用権の譲渡、転貸は無効です。
- 2 備付けの機械等の操作は、すべて係員の指示に従ってください。
備品の使用は、その室に備付けのものに限ります。
- 3 専用使用許可書の記載内容以外に使用し、又は禁止事項が守られないとき、若しくは係員の指示が守られないときは、使用をお断りすることがあります。
- 4 火気の使用(喫煙)は、所定の場所に限ります。
- 5 既に納めた使用料は、条例で特に定められている場合のほかは、お返しいたしません。
- 6 準備及び後始末は、使用者で実施してください。また、これに必要な時間も、許可時間内をお願いします。
- 7 使用時間が超過する場合は、あらかじめ申し出て許可を受けてください。
- 8 後始末が終わったら係員に申し出て引き継いでください。
- 9 許可のない掲示、物品販売、飲食などは、固くお断りします。
- 10 釘、画鋸(びょう)などの使用は、固くお断りします。

様式第3号(第3条関係)
(その1)

(表)

<u>No.</u>	<u>No.</u>
周防大島町陸上競技場(一般用)使用券控 円 年 月 日 周防大島町教育委員会	周防大島町陸上競技場(一般用)使用券 円 年 月 日 周防大島町教育委員会

(裏)

1 1枚1回限り有効です。 2 所定の日付印のないものは無効です。 3 係員が要求したときは提示してください。 4 紛失したときは改めて使用料を徴収します。	
---	--

(その2)

(表)

No.	No.
周防大島町陸上競技場(学生用)使用券控 円	周防大島町陸上競技場(学生用)使用券 円
年 月 日 周防大島町教育委員会	年 月 日 周防大島町教育委員会

(裏)

1 1枚1回限り有効です。 2 所定の日付印のないものは無効です。 3 係員が要求したときは提示してください。 4 紛失したときは改めて使用料を徴収します。	
---	--

様式第4号その1(第3条関係)

一般用回数券(表紙)

(表)

No. _____ 周防大島町陸上競技場使用回数 券控 (一般用) 円 年 月 日 周防大島町教育委員会	No. _____ 周防大島町陸上競技場使用回数券(一般用) 円 年 月 日 周防大島町教育委員会
--	---

(裏)

1 1枚1回限り有効です。 2 所定の日付印のないものは無効です。 3 係員が要求したときは提示してください。 4 紛失したときは改めて使用料を徴収します。	
---	--

一般用回数券(12枚綴り)

周防大島町陸上競技場使用回数 券控 (一般用) 周防大島町教育委員会	周防大島町陸上競技場使用回数 券 (一般用) 周防大島町教育委員会
---	--

様式第4号その2
学生用回数券(表紙)

(表)

No. _____ 周防大島町陸上競技場使用回数 券控 (学生用) 円 年 月 日 周防大島町教育委員会	No. _____ 周防大島町陸上競技場使用回数券(学生用) 円 年 月 日 周防大島町教育委員会
--	---

(裏)

<ol style="list-style-type: none"> 1 1枚1回限り有効です。 2 所定の日付印のないものは無効です。 3 係員が要求したときは提示してください。 4 紛失したときは改めて使用料を徴収します。 	
---	--

学生用回数券(12枚綴り)

周防大島町陸上競技場使用回数 券控 (学生用) 周防大島町教育委員会	周防大島町陸上競技場使用回数 券 (学生用) 周防大島町教育委員会
---	--

様式第5号（第7条関係）

陸上競技場使用料還付申請書

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

使用料還付 申請の理由			
使用日時	年 月 日()	時 分から	
	年 月 日()	時 分まで	
許可を受けた 競技施設	競技場・会議室・放送器具・競技用具・冷暖房		
許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
※ 還 付 額	円		
申 請 者	住 所		
	団 体 名		
	代 表 者 名		☎
	(担当:)連絡先()

※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

周防大島町陸上競技場建物・附属設備損傷(滅失)届

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

損傷(滅失) 建物及び附属 設備の名称	
数 量	
損傷(滅失) の 理 由	
※ 弁 償 方 法	
※ 弁 償 年 月 日 弁 償 額	年 月 日 円
その 他 必 要 事 項	
使 用 者	住 所 _____ 団 体 名 _____ 代 表 者 名 _____ 印 (担当: _____)連絡先(_____) ~

※印欄は、記入しないでください。

様式第7号（第12条関係）

陸上競技場内営業許可申請書

年 月 日

周防大島町教育委員会 様

販 売 区 分	陸上競技場内売店・移動販売
大 会 名	
使 用 日 時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
場 所 及 び 面 積	
販 売 品	
販 売 者 数 及 び 販 売 価 格	
※ 使 用 料	円
申 請 者	住 所
	団 体 名
	代 表 者 名
	(担当:)連絡先()

※印欄は、記入しないでください。

様式第8号（第12条関係）

（表）

陸上競技場内営業許可書

		第 号
販 売 区 分	陸上競技場内売店・移動販売	
大 会 名		
使 用 日 時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	
場 所 及 び 面 積		
販 売 品		
販 売 者 数		
使 用 料	円	
条 件 等		
上記のとおり競技場内営業を許可します。 年 月 日 周防大島町教育委員会 ㊟		
申 請 者	住 所	
	団体名及び代表者氏名	様

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、使用当日必ず受付に提示してください。
使用権の転貸は無効です。
- 2 備付けの機械等の操作は、すべて係員の指示に従ってください。
備品の使用は、その室に備付けのものに限ります。
- 3 場内営業許可書の記載内容と異なる営業行為や、禁止事項が守られないとき、若しくは係員の指示が守られないときは、使用をお断りすることがあります。
- 4 火気の使用(喫煙)は、所定の場所に限ります。
- 5 既に納めた使用料は、条例で特に定められている場合のほかは、お返しいたしません。
- 6 準備及び後始末は、使用者で実施してください。また、これに必要な時間も、許可時間内でお願いします。
- 7 使用時間が超過する場合は、あらかじめ申し出て許可を受けてください。
- 8 後始末が終わったら係員に申し出て引き継いでください。
- 9 許可のない掲示、飲食などは、固くお断りします。
- 10 釘、画鋸(びょう)などの使用は、固くお断りします。

様式第9号(第12条関係)

腕

章



(注) 布地は白地とし、文字は赤色とする。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号その1(第3条関係)

様式第4号その2

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)